

議案第 76 号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 7 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成 12 年三朝町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第 12 条 町は、被保険者、<u>被保険者の配偶者</u>若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>第 12 条 町は、被保険者、<u>第 1 号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第 1 号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。